

久納会計 FAX ニュース



平成29年度税制改正

平成29年5月18日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

☆ 6月2日（金）に「信託を利用した新しい相続・事業承継対策」をテーマに久納会計セミナーを開催します。信託はまだ日本ではなじみが薄いですが、信託でしか出来ないことも有り、今後は活用が進むと思われまます。ご都合の付く方は、是非ご参加下さい。入場無料です。

（日時）6月2日 14:00より

（会場）栄クレストンホテル9階

平成29年3月27日に平成29年度税制改正法案が成立しました。今回のFAXニュースは改正点の中から、事業者向けのものをご紹介します。

1. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除の見直し

税額控除の適用条件

- ① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加していること
- ② 給与等支給総額：前事業年度以上を上回ること
- ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回ること

中小企業は以上3つの適用要件の変更はなく、給与等総支給額が前年度比2%未満の増加でも10%の税額控除が受けられますが、前年度比2%以上増加の場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額について税額控除が12%上乗せされます。これにより10%+12%で22%の税額控除ができるようになり、大きなメリットがあります。

この改正は、平成29年度4月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。

2. 中小企業経営強化税制の創設

現行の中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組・新設した中小企業経営強化税制が今回の改正によりスタートしました。

内容としては、生産性向上等を図るため一定の設備投資を行った場合、税額控除（7%、資本金3千万以下、もしくは個人事業主の場合は10%）又は即時償却の適用を認めるものです。

今回従来の機械装置に加え、器具備品や建物付属設備等が対象に加えられることになり、適用期間も平成31年3月31日までとなりました。

以前の中小企業投資促進税制では先端設備の(A類型)、生産ライン等の改善に資する設備(B類型)がありましたが、今回の改正でA類型の取り扱いが以前よりも複雑化しています。

B類型に関しては建物が対象資産から除外されたこと以外に目立った制度上の変更はありませんでしたので、説明を割愛させていただきます。

生産性向上設備 A類型の適用条件など

必要条件

- ① 経営力向上計画(脚注①)の認定を受けること
- ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備であること

対象設備

- ・機械装置(160万円以上)
- ・測定工具・検査工具(30万円以上)
- ・器具備品(30万円以上)

- ・建物附属設備(60万円以上のボイラー、LED照明、空調など)
- *生産設備が対象となるため、本店や寄宿舍等に係るものは対象外となります。
- ・ソフトウェア(70万円以上)

申請の流れ

工業会等から「証明書」入手→「経営力向上計画(脚注①)」の申請・認定→設備の取得・事業供用。

ご利用に当たっての注意点

以前までは、工業会やメーカー等から最新モデルであることの証明書を税務申告時までに入手すればよかったです。今回の改正により原則、資産の取得をする前に工業会より証明書入手し、担当省庁への計画申請が必要となりました。

しかし特例として設備取得後60日以内であれば取得後申請・認定を受けることが可能です。実務的には対象となる資産は増えましたが、企業・事業主様への申請手続きなどの事務負担や期限が設けられたことにより以前よりも利用しづらい制度になったといえます。

特に資産を購入する前に証明書や担当省庁への計画申請が必要になったことにより、制度としてはB類型に近くなりました。

3. 機械・装置の固定資産税特例措置の拡充

28年度税制改正で創設された「機械装置の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置」について、今回の税制改正で適用対象が地域・業種限定で拡充され、対象設備に器具備品や建物附属設備等が特例で追加されました。

この制度の利用により、その取得設備に係る固定資産税が最初の3年間ですが半分に減免されます。特例の適用期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日となります。

ただ、制度の利用に当たっては、ここでも、まず設備について経営力向上計画(脚注①)の認定を担当省庁から受ける必要があります。

なお、対象となる固定資産は以下の通りです。

販売開始時期

- ・6年以内の器具備品
- ・14年以内の建物附属設備
- ・5年以内の測定及び検査工具

取得価格(1台あたり)

- ・30万円以上の器具備品
- ・60万円以上の建物附属設備
- ・30万円以上の測定及び検査工具

注意点としては、機械装置は全業種が対象ですが、今回の改正で追加された器具備品や建物附属設備に関しては各都道府県により対象業種が異なるということです。

これは最低賃金が全国平均(823円)未満の地方都市と呼ばれる地域では全ての業種が対応となりますが、最低賃金が全国平均以上の東京、大阪、愛知などのいわゆる都市部と呼ばれる地域では労働生産性が全国平均未満の業種のみが対象となるためです。ちなみに愛知県は全業種の51%にあたる48業種が対象となっています。

以上

脚注①：経営力向上計画

経営力向上計画は、事業所管大臣が策定した指針に基づき人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資の取組内容を記載した事業計画。この認定を受けた企業は、取得した機械装置の固定資産税の軽減・特別償却または税額控除、政府系金融機関等による資金繰り支援、一部の補助金における優先採択等の支援を受けることが可能となります。